

**自治体徴収部門に対し、
多重債務者の掘り起こし・生活再建への具体的施策を求める決議**

- 1 社会問題として深刻化する多重債務問題の解決のため、平成18年12月、貸金業法等が大改正され、平成22年6月18日には、上限金利引き下げや総量規制を含む内容で完全施行された。一方、改正法成立直後、内閣に設置された多重債務者対策本部は、平成19年4月20日、「**多重債務問題改善プログラム**」を策定し、いわば「借り手対策」として、「**国・自治体及び関係団体が一体となって実行**」するものとして、4本の柱の打ち出し、その1番目に、

1. **丁寧**に事情を聞いて**アドバイス**を行う**相談窓口の整備・強化**が掲げられた。

その後、これに関しては、相談窓口の設置の面やその相談窓口から問題解決のため法律家につながりという点でほとんどの自治体で実現されるなど刮目すべき成果が上がっている。

- 2 しかし、多重債務問題がそれに至る過程で住民の生活を破壊し、社会的・家庭的あるいは身体的に様々な問題を派生させ、一方多重債務に陥った人自身は、追い詰められ孤立化し、その解決のため他へ相談に出向くという能動的な行動がなかなかとれないという実態に鑑みると、相談者の能動的な行為を待つ受け身に過ぎないを相談窓口を整備しただけでは限界がある。

この点、上記プログラムは、「**自治体は、複数の部署で住民への様々な接触機会があり、多重債務者の掘り起こし（発見）について、他の主体に比べて機能発揮を期待できるものと考えられる。**」として、住民と接触のある部署が、その部署特有の問題のみに対処するのではなく、その問題の背後にある多重債務問題を掘り起こし・発見することへの期待を表明している。

ただ、多重債務相談窓口以外の部門において、多重債務者を発見したとしても、多重債務相談窓口に誘導する体制の確立した自治体は、都道府県で51%、市区町村で23%に過ぎない。

- 3 こうした状況の中、近時、自治体徴収部門における多重債務者の掘り起こしを通じて、その住民の生活再建を図り、住民生活の安寧を目指す力強い動きが見られる。例えば、北海道斜里町、埼玉県桶川市、静岡県静岡市・熱海市、愛知県豊橋市、滋賀県野洲市、大阪府豊中市、兵庫県豊岡市、宮崎市、鹿児島県奄美市等々である。

さらに、平成23年3月3日付で、総務省地域創造グループ地域政策課長と同自治体税務局市町村税課長の連名で自治体宛に「**生活困窮者対策等における税務情報の活用について**」という通知が発せられた。これは、税務情報につき多重債務の解消や生活困窮状態の解消と生活の再建に役立つ場合もあるという認識のもと、本人の同意を条件に、一定の関係者間で共有することを可能にするものである。

また、地方財務協会が平成23年6月に発行した「地方税」6月号に、「**徴収部門による多重債務問題の発見・対応マニュアル**」が寄稿された。これは、上記通知の具体的な活用方法を例示し、自治体徴収部門がその有する情報を活用して、多重債務者を積極的に掘り起こし、適切な機関に誘導に誘導することで、滞納者の生活再建、合わせて滞納の解消を図る狙いをもったものである。

- 4 そこで、多重債務者を残らず救済しようという上記プログラムの意図に照らし、自治体徴収部門による多重債務者の掘り起こしを通じて、生活再建を図るため、

① 多重債務対策本部、都道府県とりわけ上記プログラムに基づきその中に設置された多重債務者対策本部（又は同協議会）に対し、自治体徴収部門へ上記総務省通知やマニュアルの普及徹底を図るべく、研修やケース研究の機会を設けるなど具体的な措置を早急にとること、

② 自治体徴収部門に対し、多重債務者を積極的に掘り起こし、他の部門と連携して多重債務者の生活再建を図るべく、具体的な施策を実践すること、

を求め、我々自身もこれに対して最大限の協力を惜しまないことを、ここに表明するものである。

平成23年11月27日

第31回 全国クレサラ・ヤミ金被害者交流集会 in 愛媛 参加者一同